

❖所得稅・個人消費稅・贈与稅の確定申告会場を次のとおり開設します。

期間	申告会場	対象の方
2月15日以前	栃木税務署庁舎 栃木市河合町1-29	還付申告の方(注)
2月16日～3月15日	栃木商工会議所大ホール 栃木市片柳町2-1-46	全ての方

(注)贈与税については、2月1日(水)以降、申告相談を受け付けています。土日祝日を除きます。

【相談受付】8時30分～16時まで(相談開始:9時～)

◆確定申告会場の入場には、当日配付または国税庁LINE公式アカウントから事前に取得した入場整理券が必要です。

※スマートフォン(スマホ)をお持ちの方は、確定申告会場において、基本的にスマホを利用して申告書を作成していただきます。

※確定申告会場に来場される際は、マスクを着用していただき、少人数でお越しください。

※入場の際に検温を実施しています。咳・発熱等の症状のある方は入場をお断りさせていただきます。

※16時前であっても、相談受付を終了する場合があります。

※2月16日～3月15日は、栃木税務署庁舎では申告相談を行っていません。

※確定申告会場では現金納付の窓口業務は行っていません。

※確定申告会場の駐車場は混雑します。車での来場はなるべくご遠慮ください。

※栃木商工会議所への直接のお問合せはご遠慮ください。



国税庁LINE公式アカウント↑

❖マイナンバーカードを使ってご自宅からスマホ申告！

確定申告は、ご自宅からのマイナンバーカードを利用したスマホ申告が便利です。

マイナンバーカードとスマホ(マイナンバーカード読取対応)があれば、多くの方が来場される確定申告会場に出向くことなく、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」を利用して確定申告を行うことができますので、ぜひご利用ください。

※マイナンバーカードの「利用者証明用電子証明書のパスワード(数字4桁)」および「署名用電子証明書のパスワード(英数字6～16桁)」をご用意ください。

※マイナンバーカード(電子証明書)の有効期間が経過している場合、転居や婚姻等により住所や氏名に変更があった場合は、マイナンバーカード(電子証明書)の再発行手続きが必要となりますので、ご注意ください。

●メリットいっぱい！マイナンバーカード方式

○休日でも24時間、ご自宅から申告ができます。

○還付申告の場合、e-Taxなら早期還付されます。

○マイナポータル連携により、一部の所得控除等が自動入力されます。令和4年分からは、新たに1年間分の医療費の情報、公的年金等の源泉徴収票、国民年金保険料が自動入力の対象になります。

○令和4年分からは、申告の際に必要なマイナンバーカードの読み取り回数が1回になります。(過去にマイナンバーカード方式で申告をされた方が対象です)

○スマホ申告は、専用画面を用意しています。

令和4年分からは、青色申告決算書・収支内訳書の作成がスマホ専用画面で可能になります。

《スマホ申告や利用方法等については、[国税庁ホームページ](#)をご覧ください》



❖ 公的年金等受給者に係る確定申告不要制度について

公的年金等(その全部が源泉徴収の対象となる場合に限り)の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、**住民税の申告が必要な場合があります。**

※所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要です。

❖ 令和5年10月からインボイス制度が始まります！

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が始まります。インボイスを発行するためには、インボイス事業者の登録申請が必要です。

インボイス事業者の登録申請はすでに始まっており、多くの事業者の方が登録申請をされています。登録を受けると、税務署から登録年月日や登録番号などが通知されます。

早めの登録を受けることで、取引先へのインボイス登録番号等のお知らせがスムーズにできます。

個人事業者の方の登録申請手続等は、マイナンバーカードとスマホ(マイナンバーカード読取対応)があれば、e-Taxソフト(SP版)により行うことができます。

e-Taxソフト(SP版)では、画面に表示された質問に回答していくことで、入力漏れ等がなく、スムーズに申請データを作成することができる「問答形式」を採用していますので、ぜひご利用ください！

「インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、[国税庁ホームページの「インボイス制度特設サイト」](#)をご覧ください」

インボイス制度特設サイトはこちらから→



❖ にせ税理士にご注意ください

税金の申告手続などを第三者に依頼される際には、税理士証票の提示を受けて確認するなど正規の税理士かどうかを確認してください。

税理士でないのに税理士業務を行っている、いわゆるにせ税理士に税理士業務を依頼した場合、不測の損害を受けたり、税務上のトラブルの原因となるおそれもありますので、ご注意ください。

❖ 税務職員を装った不審な電話・「振り込め詐欺」にご注意ください

国・県・市町の税務職員を装った「振り込め詐欺」が多発しています。税務職員が、納税のために金融機関の口座へ振込みを求めたり、還付金の受取のためにATMの操作を求めることはありません。不審な電話等にはご注意ください。

税理士会が行う 還付申告無料税務相談

📅 2月1日(水)

📍 税理士会栃木支部各会員事務所

👤 所得金額300万円以下の給与所得者および年金受給者

📄 少額の還付申告相談(内容により有料になる可能性もあります。)

※新型コロナウイルス感染症の防止のため今回の相談は原則電話相談とさせていただきます。

問 税理士会栃木支部 ☎0282(24)4861

令和5年度 固定資産(償却資産)申告のお願い

町内に事業用の償却資産を所有している方は、毎年1月1日時点の償却資産所有状況を町へ申告することが義務付けられています。対象の方は1月31日(火)までに申告してください。

制度の詳細は、町ホームページにてご確認ください。申告用紙は、税務課で取得していただくか、町ホームページからダウンロードしてください。

問 税務課 ☎(57)4123

